

# NPO法の改正等に伴う定款変更について

平成 24 年の NPO 法改正等により、定款の変更が必要となります。主な変更箇所は以下のとおりです。各法人の定款についてご確認いただき、定款変更認証申請の手続きをお願いします。

※条文番号は一例です。

## 法改正（平成 24 年 4 月施行）等による定款変更箇所

### 例

新	旧
<p><b>(入会金及び会費の不返還)</b> 第 12 条 既に納入した<b>入会金、会費</b>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (現行のとおり) (4) 事業計画及び<b>予算</b>並びにその変更 (5) 事業報告及び<b>決算</b> (6)～(9) (現行のとおり) (10) 借入金（その事業年度内の<b>収益</b>をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (11)～(13) (現行のとおり)</p> <p>(資産の構成) 第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (現行のとおり) (4) 財産から生じる<b>収益</b> (5) 事業に伴う<b>収益</b> (6) その他の<b>収益</b></p> <p>(事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<b>予算</b>は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<b>収益費用を講</b>じることができる。</p>	<p><b>(拠出金品の不返還)</b> 第 12 条 既に納入した入会金、会費<b>その他の拠出金品</b>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能) 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<b>収支</b>予算並びにその変更 (5) 事業報告及び<b>収支</b>決算 (6)～(9) (略) (10) 借入金（その事業年度内の<b>収入</b>をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (11)～(13) (略)</p> <p>(資産の構成) 第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる<b>収入</b> (5) 事業に伴う<b>収入</b> (6) その他の<b>収入</b></p> <p>(事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<b>収支</b>予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<b>収入支出する</b>ことができる。</p>

<p>2 前項の<b>収益費用</b>は、新たに成立した予算の<b>収益費用</b>とみなす。</p> <p>【削除】 (以下、条ずれ)</p> <p>(事業報告及び決算) 第 46 条 この法人の事業報告書、<b>活動計算書、貸借対照表及び財産目録</b>等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更) 第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<b>事項については</b>、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p><b>2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。</b></p> <p>(解 散) 第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)～(4) (現行のとおり) (5) <b>破産<b>手続開始の決定</b></b> (6) (現行のとおり) 2 (現行のとおり)</p> <p>(残余財産の帰属) 第 50 条 この法人が解散(合併又は破産<b>手続開始の決定</b>による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。</p>	<p>2 前項の<b>収入支出</b>は、新たに成立した予算の<b>収入支出</b>とみなす。</p> <p>(予備費) 第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算) 第 47 条 この法人の事業報告書、<b>財産目録、貸借対照表及び収支計算書</b>等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更) 第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<b>軽微な事項を除いて</b>、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解 散) 第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1)～(4) (略) (5) 破産 (6) (略) 2 (略)</p> <p>(残余財産の帰属) 第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。</p>
--	--

お問い合わせ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当 電話 03-5388-3095 (窓口)

受付時間 平日 午前9時～午後5時45分